

京都市告示第419号

京都市子育て支援総合センターこどもみらい館条例第3条ただし書の規定に基づき、京都市子育て支援総合センターこどもみらい館に置くこども元気ランドを次のとおり臨時に休館します。

令和6年10月3日

京都市長 松井 孝治

休館する期間 令和6年10月16日（水）から同月20日（日）まで

（子育て支援総合センターこどもみらい館総務課）